

## 地方独立行政法人北九州市立病院機構 業務実績評価の基本方針

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第28条第1項各号の規定に基づき、北九州市長（以下「市長」という。）が実施する地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）の業務実績に関する評価（以下「評価」という。）については、以下の方針に基づき行うものとする。

### 1 評価方針

- (1) 評価は、法人が中期目標を達成するために、業務運営の改善及び効率化が進められること及び法人の質的向上に資することを目的として行うものとする。
- (2) 評価は、年度計画及び中期計画の実施状況を確認及び分析し、法人の業務運営等について総合的に判断して行うものとする。
- (3) 年度計画及び中期計画を実現するために、法人として特色ある取組や様々な工夫を行った場合は積極的に評価することとし、単に実績数値にとらわれないものとする。
- (4) 評価方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、柔軟に対応するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 2 評価方法

- (1) 年度評価（毎年度実施）

当該事業年度における業務の実績について「項目別評価（小項目評価及び大項目評価）」を行う。また、「項目別評価」の結果を踏まえ、当該事業年度における業務の実績全体について総合的に「全体評価」を行う。
- (2) 中期目標期間見込評価（中期目標期間の最終年度に実施）

中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について「項目別評価（大項目評価）」を行う。また、「項目別評価」の結果を踏まえ、当該中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績全体について総合的に「全体評価」を行う。
- (3) 中期目標期間評価（中期目標期間の終了翌年度に実施）

中期目標の期間における業務の実績について「項目別評価（大項目評価）」を行う。また、「項目別評価」の結果を踏まえ、当該中期目標の期間における業務の実績全体について総合的に「全体評価」を行う。

### 3 評価の進め方

(1) 法人からの報告書の提出

法人は、各事業年度の終了後3月以内に、法第28条第2項及び地方独立行政法人北九州市立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則第8条に定める報告書を市長に提出するものとする。

(2) 評価の実施

市長は、提出された報告書をもとに、計画の実施状況の確認及び分析を実施し、総合的な評価を行う。

市長は、評価を行うときは、あらかじめ、地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会の意見を聴くこととする。

なお、市長は評価に当たり、法人から意見又は説明を聴くことができるものとする。

(3) 法人への意見申立て機会の付与

市長は、評価結果の決定に当たり、評価結果案について法人から意見の申し立てがあった場合は、その機会を法人に付与することができる。

### 4 評価結果等の活用

(1) 法人は、法第28条第6項に基づく業務運営の改善等の措置を受けた場合、自主的に必要な措置をとるとともに、法第29条に基づき、評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させる。

(2) 次期中期目標の策定、次期中期計画の認可及び法人の業務の継続又は組織の存続の必要性等に関する検討に関して、中期目標の期間の各事業年度の評価結果を踏まえるものとする。